

(様式第1号)

平成23年度 第4回芦屋市社会教育委員の会議 会議録

日 時	平成23年11月8日(火) 15:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	議長 樋口 茂 副議長 牧野 君代 委員 安東 由則 委員 信岡 利英 委員 古藪 令子 委員 今泉 亜紀 委員 上月 敏子 委員 万谷 直巳
事務局	教育長 福岡憲助 学校教育部長 丹下 秀夫 社会教育部長 西本 賢史 生涯学習課長 長岡 一美・生涯学習課主査 細山 由美
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

教育長あいさつ

(2) 議題

- ①第53回全国社会教育研究大会兼平成23年度近畿地区社会教育研究大会(京都大会)の報告
- ②阪神南地区社会教育委員協議会第2回役員会の報告
- ③Smileねっと幹事会の報告
- ④阪神南地区社会教育委員協議会研修会について

(3) その他

(4) 閉会

2 提出資料

- ・平成23年度全国社会教育研究大会京都大会報告資料
- ・阪神南地区社会教育委員協議会研修会関係資料
(スケジュール座席表資料、プレゼン発表資料等)

3 審議内容

<樋口議長>

議題①の第53回全国社会教育研究大会兼平成23年度近畿地区社会教育研究大会(京都大会)の報告について事務局からお願いします。

<事務局：細山>

(提出資料に基づき報告)

<樋口議長>

議題②の阪神南地区社会教育委員協議会第2回役員会の報告を事務局からお願いします。

<事務局：細山>

(提出資料に基づき報告)

<牧野委員>

阪神南地区社会教育委員協議会研修会の参加者人数はまだ決まっていないのですか。

<事務局：細山>

現在確認中です。

<牧野委員>

座席の配置については参加者人数により若干変更される場合があると思います。

<樋口議長>

座席ごとに参加者の氏名を記入した座席一覧表を作成し、当日の資料と共に配布するようにしてはどうでしょうか。

今報告のありましたスケジュール等の流れについて、その他ご意見ございませんか。また、発表内容につきましては11月14日までに西宮市の赤尾コーディネーターにお知らせするようになっておりますので、この後のプレゼンテーションを見ていただいてからご意見を伺いまして、発表内容に反映させていきたいと思えます。

特にご意見がないようですので、続きまして議題③スマイルねっと幹事会の報告をお願いします。

<事務局：細山>

主に、今後の事業継続に向けた組織のあり方について話し合いがされました。現在、幹事会として機能しております「開かれた学校評議委員会」については、今後もスマイルねっとの幹事会として位置づけ、事業の方向性などを決定していくことを確認しました。また事務局機能としては、PTAの組織の中に組み込み継続していきたい方向でした。これは、コミスク幹事会にPTAの副会長が参加されている関係で、地域とのつながりという点から情報の伝達や共有について今後も期待できるのではないかという理由からです。また予算の面でもPTAと協議中という事でした。

コーディネーターにつきましては、スマイルねっとを広め継続していくためにも地

域とのつながりが重要であることを踏まえ、地域の方に担ってもらうのが良いという意見がありました。具体策は出ませんでした。

また、事業の方向性としては、地域住民の参加を広げていくためにも子ども達を対象とした事業を増やしていったらどうかという意見もでておりました。幹事会での主な内容は以上となります。

<樋口議長>

幹事会での内容についてはプレゼンテーションの内容を聞いた後にまた質問等をさせていただきます。

それでは、議題④の阪神南地区社会教育委員協議会研修会のプレゼンテーションをお願いします。

<古藪委員・上月委員>

研修会発表内容である「学校地域連携促進事業」の取り組みについてパワーポイントを使用して発表。

<樋口議長>

発表内容等についてご意見ございましたらお願いします。

<万谷委員>

今後の課題についてですが、課題に対する対策をそれぞれ入れていく方が分かりやすいと思います。

<樋口議長>

今泉委員からは何かございませんか。

<今泉委員>

PTAを事務局に考えているという部分について、精道小学校ではそれで継続していけるかもしれませんが、全市に広めていくことを考えるとなかなか難しいと思います。働いている保護者も増えておりPTA活動も簡素化していきこうという動きになってきています。スマイルねっつのように土台がきちんとしていて立ち上げから関わっていれば良いですが、PTAの役員は毎年変わります。活動の趣旨等がしっかり引き継がれるのかその点について大変危惧します。結局PTA役員の仕事が増えただけということにならないようにしていく必要があると思います。

<樋口議長>

牧野委員からは何かございませんか。

<牧野委員>

スマイルねっと通信の1号から3号を資料として配布してはどうですか。

<古藪委員>

活動の具体的な内容も記載されていますし、そのほうが良いと思います。

<牧野委員>

初めて聞かれる方にとっては、やはり成果と課題についての内容が一番聞きたいと

ころではないでしょうか。

<樋口議長>

成果等の部分について、社会教育に携わる者からすると「地域から見た成果」についてが一番知りたいところだと思います。学校から見た成果、家庭から見た成果、地域から見た成果と個別に発表していただけたらと思います。また課題と対策についても、一つ一つ課題と対策が対応しているような画面展開のほうがわかりやすいと思います。

<古藪委員>

事務局機能や予算の事について、現時点ではまだ未確定な部分が多いので発表内容からは外したほうがよいと思いますが、いかがでしょうか。

<上月委員>

私もそのように思います。

<万谷委員>

検討中や協議中などの表現にとどめておく方がよいと思います。

<樋口議長>

PTA 会長も一年ごとによって変わっていく中で、どのように活動を担い継続していくかという部分についても不確定な部分ではあります。

<牧野委員>

PTA の担い手が少ない現状も踏まえると、PTA を主体に継続していくこと自体もっと検討すべき内容だと思います。

<古藪委員>

すまいるねっとのボランティア活動が PTA 活動の動員みたいになってしまわないように組織作りを考えるべきだと思います。

<上月委員>

ボランティアの多くが保護者であり、地域の方は少ないのが現状です。しかしもつと地域の方に入ってきてもらえる部分はあると感じておりますので、地域の方も巻き込んで活動していきたいと思っております。

<万谷委員>

ボランティアの現状や PTA を中心とした事業継続に向けた課題なども含めて発表すればよいのではないのでしょうか。

<信岡委員>

今後の課題という点について、行政の財政的な支援がなくなることを踏まえてどのような活動にどれくらいの費用がかかったのかなど明確にすることで、今後の事業継続に向けた方向性が見出せるのではないかと思います。

<樋口議長>

スマイルねっと通信 2 号の新聞折込みなど補助金の使途についてお願いします。

<事務局：細山>

主な使途につきましては、スマイルねっと通信や活動案内などの通信費、用紙代等の消耗品となります。

<樋口議長>

図書・園芸・環境などの各活動にかかる費用はほとんど発生していないということですね。

<古藪委員>

各活動に必要な備品等については学校のものをお借りしています。

<信岡委員>

事業継続に向けた課題が注目される中で、活動費用の使途についての質問をされるのではないかと思います。

<牧野委員>

来年度に向けた事業計画や収支予算的のようなものがあれば、事業継続に向けたあり方についてもっと具体的に話しが出来るのではないかと思います。

<樋口議長>

活動費の使途について明らかにしたものを発表内容に入れていただきたいと思います。

<信岡委員>

これまでの活動の主な取り組みとしてスマイルねっと通信の発行により地域住民や保護者への周知を図ったという成果があると思います。それをふまえて今後の活動においてはどのようなことに力を入れていくのか、またそれにはどれくらいの費用がかかるのかなど具体的にしていけば事業継続性に向けた方向性が見えてくると思います。

<古藪委員>

発表内容としては課題や対策等をもう少し充実させたほうが良いですね。

<信岡委員>

そうですね。もう少し費用面についての説明があったほうが良いと思います。

<古藪委員>

スマイルねっとの総会に出席して感じたのですが、これまで2年間活動してきましたが、まだまだスマイルねっとに対する理解が不十分であると感じました。今後も広報活動については力をいれていく必要があると思いました。

<樋口議長>

スマイルねっと通信はどのように配布されたのですか。

<事務局：長岡>

スマイルねっと通信2号については新聞折込で全戸配布しておりますが、それ以外はPTAやコミスク、自治会を通じて配布しています。

<古藪委員>

全戸配布しているコミスクだよりと共に配布するなど工夫すれば通信費は抑えられ

と思います。

<樋口議長>

ネットワークを構成する団体から小額ずつでも集めるなど工夫すれば最低限必要な経費は捻出できるのではないかと考えます。最終的に自立することが重要であります。今後の継続については、まずはスマイルねっとの継続に向けた基盤を整えることからであり、全市に広げるのはその次の段階であると考えます。今後もスマイルねっとの動向について見守っていきたいと思います。

発表内容について、その他ご意見ございませんでしょうか。

<信岡委員>

研修会の参加者ですが西宮市は公民館運営審議会委員はおられないのですか。

<樋口議長>

西宮市は、社会教育委員が公民館運営審議会委員の職務を兼ねておられます。

芦屋市では、社会教育分野としては公民館運営審議会委員，図書館協議会委員その他にはどのような委員がおられますか。

<西本部長>

美術博物館協議会委員です。

<樋口議長>

阪神南地区社会教育委員協議会の役員会などで、他市の社会教育委員の研修状況について伺う機会がありました。他市では社会教育委員の役割を明記した冊子を配布したり、年度当初に講習会を行ったりいろいろと取り組まれているようでした。芦屋市ももっと力を入れていきたい部分であります。今回の研修会には社会教育に携わっておられる公民館運営審議会委員もお呼びして幅広く意見交換を行いたいと思い企画しました。研修内容等について他にございませんでしょうか。

ないようでしたら研修会の役割分担等について事務局からお願いします。

<事務局：細山>

(提出資料に基づき説明)

<牧野委員>

消防庁舎の1階や3階のエレベーター付近にも誘導者が必要ではないでしょうか。

<事務局：細山>

会場案内の張り紙等はする予定ですが、各要所において誘導案内していただければ助かります。

<牧野委員>

設営等はどのように考えておられますか。

<事務局：細山>

設営に関しましては、事務局で行います。

<樋口議長>

では、簡単な会場案内等お願いします。また当日は14：30ぐらいにお集まりいただきますようお願いします。

それでは、今回の議題については以上となります。

引き続きまして、その他に移りますが万谷委員から図書の寄贈についてのご意見があるということですのでお願いいたします。

<万谷委員>

学校教育，社会教育，そして生涯学習にもつながる本の寄贈についてお尋ねしたいです。私は，就任の時，市民感覚・市民目線で意見をさせていただくことを申し上げました。芦屋市は本を大切に，文化を大切にする街だと思っております。また教育指針の中でも読書活動の充実に取り組むことが重点内容となっています。そういった現状を踏まえ図書の寄贈について，市民の善意にどう答えられているのか意見を聞きたいと思っております。

現在の図書寄贈についての取り扱いは，教育指針等を見越した図書館の事情だけに配慮した取り扱いになっているように感じます。図書館のホームページに「本の寄贈について」という部分がありますが，図書館のスペースには限りがあり大量の寄贈本を受け入れることは困難とあり，図書館では基本的には本の寄贈はお断りしている状況です。

芦屋市立資料収集要綱では第2条に基本方針として「資料は図書館法第3条第1項に規定する図書館資料のうち，市民の文化，教養，調査研究，レクリエーション等に資する資料を各分野から収集する」となっています。資料収集方針についても別途定められています。

それにも関わらず図書館の姿勢は欲しい本のみくださいといった姿勢です。また寄贈したいなら図書館まで持ってきてくださいということです。市民に持ってこさせて不必要なものであれば持って帰らせるという姿勢が，図書を寄贈したいという市民感情を全く無視していると感じざるを得ないです。広く収集するなら全て預かりその上で選別していくなど，対応策をもっと検討すべきであると強く感じます。

図書館運営協議会等でも同様の話し合いはされているでしょうが，市民レベルの議論をしていただきたいと思えます。理念等については問題ないと思えますが，上からの目線で見ているようなやり方つまり姿勢に問題があると感じます。市民寄りの取り扱いをしてほしいと強く思えます。

<西本部長>

図書の寄贈については，利用者からよくある問い合わせの1つです。ただ，図書館の図書収容能力が限界を超えているのも現状です。寄贈については，寄贈側のその資料に対する思い入れの面と図書館側の必要とする資料の需要供給とが，かみ合わないことが多いと現場から聞いています。また，図書館の蔵書とするためには，目録情報の作成，バーコードやラベルを付けたりといった装備事務も必要です。

収容能力の他これらの装備にも多くの事務を要することもあり，また，需要の少ない

資料については、市民へのリサイクルを経て最終的には廃棄することになります。このような点を踏まえ図書館では、ホームページ上に寄贈についてというコーナーを設け、特定の資料を除きお断りしている旨を市民・利用者の皆様へご説明しておりますのでご理解をお願いします。

<樋口議長>

安東委員はどのように感じられますか。

<安東委員>

大変難しい問題だと感じます。専門的な図書などそれぞれの施設によっても必要とする図書は違ってくると思いますし、図書館のスペース的な問題については対策が難しいと思います。万谷委員の指摘は、図書館側の対応のまずさについて述べていらっしゃるのかとも思いますが。

<万谷委員>

図書館の対応について問題があると感じています。寄贈したい図書を市民に持ってこさせるということ自体が市民感情として納得がいきません。収集についての基本方針に基づき適切に取り扱う必要があると思います。

<樋口議長>

学校での取り扱いについてはどうでしょうか。

<上月委員>

学校と公立図書館とは考え方が違うと思いますが、学校では図書の寄贈については全て有り難く受け入れ、学校側が取りに伺っています。

<万谷委員>

学校では寄贈について受け入れている姿勢です。図書館もその姿勢でいくべきだと思います。

<信岡委員>

以前に図書館運営審議会委員をしておりました。その当時から同じ問題がありました。ただ昔とは違って今は処分するにも費用が発生してきます。善意の届け物が一転すると迷惑することにもなりかねない側面があります。あまりにも多すぎと対応に困ることも事実でしょうし、寄贈したいという寄贈側の感情的な面とのバランスが難しいと思います。善意の捉え方について判断の分かれるところだと思います。

<樋口議長>

学校教育部長はどのように思われますか。

<丹下部長>

学校現場にいるときは、寄贈の対応については丁寧に対応しておりました。寄贈を受け付けた後の取り扱いについては蔵書となるか廃棄処分となるかは学校に一任していただいていた。これが市全域となると人員や収容面においてやはり限界があると思います。

<樋口委員>

大阪市は蔵書の約6割は寄贈だそうです。人員が足りない・収容能力がないというだけでなく芦屋市の方向性としてもっと改善するところがあるのではないのでしょうか。

<西本部長>

行政としては一定のラインで線引きし図書館の円滑な運営にご理解をいただきたいと思っています。

<樋口議長>

寄贈する側、受け入れる側とそれぞれの思いがあります。西宮市の図書館などは廃棄本について一人5冊まで自由に持って帰られるようになっています。芦屋市も廃棄本の提供など何らかの対策を講じて欲しいと思います。

<万谷委員>

どこかで一定のラインを引くことについては理解をしておりますが、芦屋市もやり方、姿勢について再度検討していただきたいと思います。

<樋口議長>

行政としては今後何らかの改善策を講じる必要があると思います。

では、続きまして事務局から連絡事項等お願いします。

<事務局：細山>

阪神北地区社会教育委員協議会から研修会参加の案内があったこと（詳細については後日連絡）及び11月15日開催の兵庫県社会教育研究大会について連絡。

次回開催日は、平成24年1月10日（火）15：00～17：00。

<牧野委員>

閉会あいさつ